

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実施方針についての面談

2. 日時：令和2年11月10日 13時40分～16時30分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

舘内主任原子力専門検査官、清水検査技術専門職、

岡田技術参与、小泉技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他9名

5. 要旨

○日本原燃（株）から、再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について令和2年10月27日の面談資料に基づき、別紙1-4、別紙1-5、別紙2、別紙3について、以下の説明があった。

(1)別紙1-4「放出放射エネルギー検査の代替検査」について

- ・アクティブ試験第5ステップにおいてガラス溶融炉の試験を2013年に終了したが、使用前検査は未受検であった。使用前事業者検査の実施に当たり、ガラス溶融炉を運転し、廃液供給終了までの放出放射エネルギーデータを採取し、アクティブ試験第4ステップにおけるPWR燃料のせん断開始時からの総放出放射エネルギーを算出し、原子力規制委員会の定める濃度限度及び線量限度以下になることを確認する。

(2)別紙1-5「漏えい液回収系ポンプの移送機能検査の代替検査」について

- ・建設時と同じ方法で検査を行った場合、回収できない残溶液が発生し、これを回収するセル内作業が必要となるため、仮設の吸い込みシステムを設置し、仮設タンクから液移送を行う方法で検査を実施する。

(3)別紙2「検査方法と立会区分に応じた検査行為の整理について」

- ・従前の使用前検査において国が実施していた検査を、使用前事業者検査においては、事業者の独立した検査部門が実施するものと理解している。この考え方に基づき、実検査、記録確認検査及び代替検査と立会区分の関係を整理した。

(4)別紙3「設備の健全性評価について」について

- ・点検計画の策定のため経年劣化事象等を抽出し、整理する際の全体像の説明のため、劣化、故障モード（経年劣化事象）について、基準及び他の施設の事例等の参考とするものを挙げた。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

(1) 別紙 1－4 「放出放射エネルギー検査の代替検査」について

- ・放出放射エネルギーの判定基準は、アクティブ試験時に計画していた放出放射エネルギー検査における基準と同じで良いのか、再処理事業変更許可での考え方に照らし合わせて確認すること。
- ・現在貯蔵されている高レベル濃縮廃液は、PWR燃料とBWR燃料の処理分が混合されていることを踏まえ、放出放射エネルギーの判定方法が適切か検討を行うこと。

(2) 別紙 1－5 「漏えい液回収系ポンプの移送機能検査の代替検査」について

- ・移送機能検査以外にポンプの漏えい等の運転状態の確認などの各検査事項についても整理すること。

(3) 別紙 2 「検査方法と立会区分に応じた検査行為の整理について」

- ・従前の使用前検査における国の検査は、事業者が使用前自主検査を実施していることを前提に、抜き取りで立会又は記録確認するものであり、単に国の検査に置換えて事業者の独立検査部門が実施するものではない。使用前事業者検査は、事業者が体制を定め、その体制で自ら検査を実施するものであり、考え方及び立会区分を見直すこと。

(4) 別紙 3 「設備の健全性評価について」

- ・保全内容を決定するに当たっての各プロセスにおいて漏れなく検討できていることを検証することが重要であり、保全内容決定根拠書の作成に当たっての根拠書類の確認方法など、事業者の検査部門としての対応方針を説明すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：使用前事業者検査の実施方針に係る面談